令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県区分	【07.福島県】
地方公共団体名(コード有り)	07205.福島県白河市
都道府県・市町村コード(5桁)	07205
担当部局課名	企画政策課
担当者氏名	戸田良樹
電話番号	0248-22-1111
メールアドレス	kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

交付対象経費（地方単独事業費）

国の交付要綱第2の1(1)ア(ｱ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｲ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｳ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｴ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｵ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｶ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｷ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｸ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｹ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｺ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｻ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｼ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｽ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｾ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｿ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾀ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾁ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾂ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾃ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾄ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾅ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾆ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾇ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾈ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾉ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾊ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾋ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾌ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾍ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾎ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾏ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾐ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾑ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾒ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾓ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾔ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾕ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾖ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾗ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾘ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾙ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾚ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾛ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾜ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｦ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾝ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｶﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｷﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｸﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｹﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｺﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｻﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｼﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｽﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｾﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｿﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾀﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾁﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾂﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾃﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾄﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾅﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾆﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾇﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾈﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾉﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾊﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾋﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾌﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾍﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾎﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾏﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾐﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾑﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾒﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾓﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾔﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾕﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾖﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾗﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾘﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾙﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾚﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾛﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾜﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｦﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾝﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾊﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾋﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾌﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾍﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾎﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾏﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾐﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾑﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾒﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾓﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾔﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾕﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾖﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾗﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾘﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾙﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾚﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾛﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾜﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｦﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾝﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｧ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｨ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｩ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｪ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｫ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｬ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｭ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｮ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｯ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｰ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｱ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｲ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｳ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｴ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｵ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｶ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｷ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｸ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｹ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｺ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｻ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｼ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｽ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｾ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｿ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾀ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾁ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾂ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾃ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾄ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾅ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾆ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾇ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾈ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾉ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾊ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾋ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾌ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾍ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾎ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾏ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾐ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾑ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾒ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾓ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾔ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾕ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾖ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾗ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾘ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾙ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾚ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾛ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾜ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｦ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾝ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｶﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｷﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｸﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｹﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｺﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｻﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｼﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｽﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｾﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｿﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾀﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾁﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾂﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾃﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾄﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾅﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾆﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾇﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾈﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾉﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾊﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾋﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾌﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾍﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾎﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾏﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾐﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾑﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾒﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾓﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾔﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾕﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾖﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾗﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾘﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾙﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾚﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾛﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾜﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｦﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾝﾞ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾊﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾋﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾌﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾍﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾎﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾏﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾐﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾑﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾒﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾓﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾔﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾕﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾖﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾗﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾘﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾙﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾚﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾛﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾜﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ｦﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-
国の交付要綱第2の1(1)ア(ﾝﾟ)に基づく国庫補助事業等の名称	-

既配分額 国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	-
既配分額 国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	77,252
既配分額 国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	-
既配分額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	300,000
既配分額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	24,321
既配分額 国のRS予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
今回配分予定額 国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	-
今回配分予定額 国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	-
今回配分予定額 国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	4,853
今回配分予定額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	83,760
今回配分予定額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	425
今回配分予定額 国のRS予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
配分予定額計 国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	
配分予定額計 国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	77,252
配分予定額計 国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	4,853
配分予定額計 国の予備費等（定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	383,760
配分予定額計 国の予備費等（定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	24,746
配分予定額計 国のRS予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	
配分予定額計	490,611

国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年度本省繰越分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和5年度本省繰越分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年4月通知分）	74,942
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年7月5日通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年7月31日通知分）	2,310
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年9月通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年10月通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（今回追加分）	-
【変更前】小計 交付限度額② （左欄 うち繰越世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 77,252
【変更後】交付限度額② （左欄 うち繰越世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 77,252
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和5年度本省繰越分）	2,094
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年4月通知分）	2,677
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年7月5日通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年7月31日通知分）	82
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年9月通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（今回追加分）	-
【変更前】小計 交付限度額③ （左欄 うち繰越世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 4,853
【変更後】交付限度額③ （左欄 うち繰越世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 4,853
国のRS予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年7月5日通知分）	300,000
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年12月通知分）	83,760
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年●月通知分）	
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額④	383,760
国のRS補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年7月5日通知分）	24,321
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年12月通知分）	425
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
小計 交付限度額⑤	24,746
国のRS予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年4月・6月通知分）	-
国のRS予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年9月通知分）	-
小計 交付限度額⑥	-

移替先	総務省
交付限度額計	485,758

No	国の交付要綱第2の1(1)ア(ｱ)～(ﾝ)に基づく国庫補助事業等の名称	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の RS補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国の RS補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国の RS補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国の RS予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に言及されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
										合計	506,248	506,248	-	77,252	4,853	383,760	40,383	-	-												
差押禁止法の対象範囲 ※事務連絡参照 令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業（国補正分）【物価高騰対策交付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		77,252	77,252	-	77,252	-				-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5.R6分累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 5046世帯×70千円 のうちR6計画分	－	○	－	R6.2	R6.5	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ, 広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
一体給付（給付金・定額減税一体支援）	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国予備費分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		424,143	424,143	-			383,760	40,383		-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5.R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1217世帯×100千円, 令和6年度非課税化世帯 363世帯×100千円, 令和6年度均等割のみ課税化世帯 303世帯×100千円, 子ども加算 909人×50千円, 定額減税を補足する給付の対象者（16030人）（3750万千円） のうちR6計画分 事務費 40383千円 事務費の内容 （雑用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 として支出） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1883世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（16030人）	－	○	－	R6.8	R7.3	対象世帯に対して令和6年5月までに支給を開始する	ホームページ, 広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
（デジタル庁）給付支援サービス	3											－	－																		
住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への積出し等・補正）	4											－	－																		
一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											－	－																		
事務費（上乗せ・横出し）	6	R5.補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国予備費分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		4,853	4,853			4,853				-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付にかかる事務費 ③事務費 4,853千円 事務費の内容 （雑用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 として支出） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1883世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（16030人）	－	○	－	R6.8	R7.3	対象世帯に対して令和6年5月までに支給を開始する	ホームページ, 広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正（地）